

令和8年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(6 月 15 日 提 案 分)

神 奈 川 県

1	令和8年第2回神奈川県議会定例会（6月15日提案分）提出議案件数調	1
2	令和8年度6月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和8年度神奈川県一般会計6月補正予算（1）局別財源調書	2
(2)	令和8年度神奈川県一般会計6月補正予算（2）局別財源調書	2
3	令和8年度一般会計6月補正予算（2）給与費明細書について	3
4	かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	4
5	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	5
6	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	6
7	令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【くらし安全防災局関係】	7
8	令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	8
9	令和8年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について 【福祉子どもみらい局関係】	9
10	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	10
11	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要 【福祉子どもみらい局】	11
12	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要 【福祉子どもみらい局】	12
13	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	13
14	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	14
15	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	15
16	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例の概要【福祉子どもみらい局】	16
17	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例の概要【福祉子どもみらい局】	17

18	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更の概要【福祉子どもみらい局】	18
19	令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【健康医療局関係】	19
20	令和8年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【健康医療局関係】	20
21	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要【健康医療局】	21
22	令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【産業労働局関係】	22
23	令和8年度県営住宅事業会計6月補正予算（2）債務負担行為について 【県土整備局関係】	23
24	県営上溝団地の特定事業契約の変更の内容【県土整備局】	24
25	県営住宅（横浜等地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	25
26	県営住宅（川崎地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	26
27	県営住宅（相模原等地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	27
28	県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	28
29	令和8年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【教育委員会関係】	29
30	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要 【教育委員会】	30
31	近代美術館新館（仮称）等の特定事業契約の変更の内容【教育委員会】	31
32	動産の取得の内容【教育委員会】	33
33	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	34



# 1 令和8年第2回神奈川県議会定例会（6月15日提案分）提出議案件数調

## (1) 予 算

区 分	件 数		
	その1 (6月補正予算(1))	その2 (6月補正予算(2))	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	—	1	1
企 業 会 計	—	—	—
合 計	1	2	3

## (2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 改 正	13
特定事業契約の変更	2
動 産 の 取 得	1
指 定 管 理 者 の 指 定	4
そ の 他	2
合 計	22

# 2 令和8年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,375,969,000	5,009,380	370,394	5,379,774	2,381,348,774
特 別 会 計	2,327,731,294	—	—	—	2,327,731,294
企 業 会 計	171,032,327	—	—	—	171,032,327
合 計	4,874,732,621	5,009,380	370,394	5,379,774	4,880,112,395

(参考) 前年度(令和7年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,215,824,000	11,868,115	2,672,002	14,540,117	2,230,364,117
特 別 会 計	2,283,395,334	—	—	—	2,283,395,334
企 業 会 計	164,513,842	—	—	—	164,513,842
合 計	4,663,733,176	11,868,115	2,672,002	14,540,117	4,678,273,293

## (1) 令和8年度神奈川県一般会計6月補正予算(1)局別財源調書

(単位 千円)

局別	予算額	財源内訳									備考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源	
くらし安全防災局	2,309,827	2,046,628						48		263,151	
福祉子どもみらい局	2,228,139	2,228,139									
健康医療局	103,380	103,380									
産業労働局	368,034	368,008						26			
小計	5,009,380	4,746,155						74		263,151	
							263,151			△ 263,151	その他特定収入
合計	5,009,380	4,746,155					263,151	74			

## (2) 令和8年度神奈川県一般会計6月補正予算(2)局別財源調書

(単位 千円)

局別	予算額	財源内訳									備考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源	
健康医療局	10,000	10,000									
教育委員会	360,394	86,626					42,478	6		231,284	
小計	370,394	96,626					42,478	6		231,284	
							231,284			△ 231,284	その他特定収入
合計	370,394	96,626					273,762	6			

### 3 令和8年度一般会計6月補正予算（2）給与費明細書について

#### 一般職

##### （1）総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	55,215	234,635,040	217,117,045	451,752,085	80,557,989	532,310,074	
補正前	55,215	234,635,040	216,850,975	451,486,015	80,557,989	532,044,004	
比較	0	0	266,070	266,070	0	266,070	

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)
	補正後	8,257,449
	補正前	7,991,379
	比較	266,070

##### （2）給料及び職員手当の増減額の明細 (教育職員)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当	千円 266,070	制度改正に伴う増減分	千円 266,070	通勤手当 266,070千円	

【議案（条例その他 その4） 定県第44号議案】

4 かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町に貸し付けた住宅資金市町村貸付金の全額償還に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 住宅資金市町村貸付金の全額償還に伴い、同条例に規定する「財産の種類等」を改正する。（第3条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第8条関係）

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第45号議案】

5 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、3法人について、主たる事務所の所在地を変更するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第46号議案】

6 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

国家公務員の例に準じ、駐車場等を利用し料金を負担する職員に通勤手当を支給するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 新たに駐車場等の料金に相当する額を、通勤手当として1箇月当たり5,000円を超えない範囲内で支給する。（改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第9条の5第5項関係及び改正後の学校職員の給与等に関する条例第9条の5第5項関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第9条の5第2項、第3項、第6項、第7項及び第9項関係並びに学校職員の給与等に関する条例第9条の5第2項、第3項、第6項、第7項及び第9項関係）

(3) 施行期日

令和8年10月1日

7 令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【くらし安全防災局関係】

2款 総務費 8項 安全防災費

- ・ LPガス物価高騰対応費 2,309,827千円

LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減させるため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援する。

8 令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 職場環境整備等事業費補助 759,943千円

令和7年度12月補正予算（その2）で措置した賃上げ等に取り組む障害福祉サービス事業者等への補助について、申請額が見込みを上回り、事業費が不足することから、所要の経費を追加計上する。

4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 職場環境整備等事業費補助 1,468,196千円

令和7年度12月補正予算（その2）で措置した賃上げ等に取り組む介護事業者への補助について、申請額が見込みを上回り、事業費が不足することから、所要の経費を追加計上する。

9 令和8年度一般会計6月補正予算（2）債務負担行為について【福祉子ども局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
綾瀬児童相談所維持運営費	10,000	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和8年度～令和9年度	10,000	一般財源	そ の 他	—
						一般財源	10,000

10 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 満3歳以上の子どもに係る1学級当たりの学級編制基準を「35人以下」から「30人以下」に引き下げる。（第2条第4号イ関係）

イ 職員の配置基準に適合するために必要となる職員の資格について、1人に限って、特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を設ける。（改正後の第2条第5号ウ、附則第7項及び改正後の第8項関係）

ウ 児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（改正後の第2条第10号シ関係）

エ 主務養護教諭の職の創設に伴い、保育士とみなすことができる養護教諭の免許状を有する者から、現にその施設において主務養護教諭として従事している者を除外する。（附則第3項関係）

(3) 施行期日

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)ウについては、令和8年12月25日。

イ 経過措置

この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級当たりの子どもの数については、改正後の第2条第4号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

【議案（条例その他 その4） 定県第48号議案】

11 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

満3歳以上満4歳未満の園児に対する職員の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和10年3月31日までの間」と改めるなど、所要の改正を行う。（附則第2項及び改正後の第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

12 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずること等を義務付ける。（改正後の第12条の7関係）

イ 職員の配置基準に適合するために必要となる職員の資格について、1人に限って、特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を設ける。（改正後の第46条第3項、附則第11項、第17項関係及び改正後の附則第18項関係）

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)アについては、令和8年12月25日。

【議案（条例その他 その4） 定県第50号議案】

13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

満3歳以上満4歳未満の児童に対する保育士の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和10年3月31日までの間」と改めるなど、所要の改正を行う。（附則第2項及び改正後の第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

14 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 満3歳以上の園児に係る1学級当たりの学級編制基準を「35人以下」から「30人以下」に引き下げる。（第7条第2項関係）

イ 主務保育教諭及び主務養護教諭の職の創設に伴い、各学級ごとに担当する専任の職員の配置基準等にこれらの職を加える。（第8条第1項、第3項、改正後の第7項第2号及び附則第9項関係）

ウ 職員の配置基準に適合するために必要となる職員の資格について、1人に限って、特定理学療法士等を保育士とみなすことができる規定等を設ける。（改正後の第8条第5項、附則第13項及び改正後の第14項関係）

エ 児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（改正後の第21条の2関係）

(3) 施行期日

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)エについては、令和8年12月25日。

イ 経過措置

この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級当たりの園児数については、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

【議案（条例その他 その4） 定県第52号議案】

15 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

満3歳以上満4歳未満の園児に対する職員の配置基準に係る経過措置の期限を「当分の間」から「令和10年3月31日までの間」と改めるなど、所要の改正を行う。（附則第2項及び改正後の第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第53号議案】

16 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（第47条、第59条、第78条、第78条の2、第81条の9及び第89条関係）

(3) 施行期日

令和8年12月25日

【議案（条例その他 その4） 定県第54号議案】

17 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を講じる規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

児童対象性暴力等の防止等を図るため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講ずることを義務付ける。（第44条及び第58条関係）

(3) 施行期日

令和8年12月25日

18 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

中井やまゆり園の交流棟等の設置に伴い、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に県が出資する資産を追加するため、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

神奈川県が出資する資産として「交流棟」及び「倉庫」を追加する。  
(別表第2関係)

(3) 施行期日

地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日

19 令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【健康医療局関係】

5款 衛生費 4項 医薬費

- ・ 医療機関等物価高騰対応費 103,380千円

電気代高騰の影響を受けている医療機関の負担を軽減させるため、特別高圧電力を受電する医療機関を支援する。

20 令和8年度一般会計6月補正予算（2）歳出の事業【健康医療局関係】

5款 衛生費 4項 医薬費

①・ 周産期医療体制整備事業費 10,000千円

安全な無痛分娩を提供する体制を確保するため、地域の基幹病院と麻酔科専門医が常駐していない分娩取扱施設の連携を推進するモデル事業を実施する。

【議案（条例その他 その4） 定県第65号議案】

21 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産（足柄上病院の2号館等）を除却したため、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

除却した足柄上病院の2号館等の建物について、「令和7年10月除却」と表示する。

(3) 施行期日

地方独立行政法人法第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日

22 令和8年度一般会計6月補正予算（1）歳出の事業【産業労働局関係】

8款 商工費 1項 商工総務費

- ・ 中小製造業等特別高圧受電者支援事業費 368,034千円

電気代高騰の影響を受けている中小企業の負担を軽減させるため、特別高圧電力を受電する製造業、倉庫業や商業施設等に入居する事業者を支援する。

23 令和8年度県営住宅事業会計6月補正予算(2)債務負担行為について  
【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳	
	千円			千円		千円
県営住宅指定管理費	3,587,832千円 に、基本協定書に定めるところにより、維持修繕業務等に係る費用に人件費・事務費の割合を乗じて得た額及び賃金スライド制度関連条項に基づき算定した賃金スライド額を加算した額	前年度末までの支出(見込)額		—	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和8年度～令和13年度	3,587,832千円 に、基本協定書に定めるところにより、維持修繕業務等に係る費用に人件費・事務費の割合を乗じて得た額及び賃金スライド制度関連条項に基づき算定した賃金スライド額を加算した額	特定財源	—
					繰越金	—
					県債	—
					その他	事業収入、使用料及び手数料

24 県営上溝団地の特定事業契約の変更の内容

(1) 変更の理由

県営上溝団地については、令和4年10月14日付けで県と大成ユーレック株式会社ほか5社との間で締結した特定事業契約に基づき、既存住宅等の解体、建替住宅等の設計及び建設並びに入居者移転支援及び用地活用を実施している。

事業者から特定事業契約に基づく物価変動による工事費の改定の請求等があったため、契約金額を変更する必要があることから変更契約を締結する。

(2) 変更の内容

- ア 原契約金額 143億2,544万1,902円
- イ 変更契約金額 156億1,402万4,710円  
(12億8,858万2,808円の増)

ウ 変更となる金額の内訳

項目	金額（税込）
原契約金額	14,325,441,902円
増額する金額	
〔内訳〕 建設費用の物価変動によるもの	857,863,288円
設計変更によるもの	430,719,520円
変更契約金額	15,614,024,710円

25 県営住宅（横浜等地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| ア 施設の名称        | 県営住宅（横浜等地域）  |
| イ 施設の所在地       | 横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町及び山北町 |
| ウ 指定管理者        |  |
| (ア) 名称         | 株式会社東急コミュニティー  |
| (イ) 主たる事務所の所在地 | 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号  |
| エ 指定期間         | 令和9年4月1日から<br>令和14年3月31日まで                                       |

26 県営住宅（川崎地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県営住宅（川崎地域）
イ 施設の所在地	川崎市
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第62号議案】

27 県営住宅（相模原等地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県営住宅（相模原等地域）
イ 施設の所在地	相模原市、座間市及び愛川町
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第63号議案】

28 県営住宅（横須賀三浦地域）の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県県営住宅条例第66条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県営住宅（横須賀三浦地域）
イ 施設の所在地	横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町
ウ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社東急コミュニティー
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
エ 指定期間	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで

29 令和8年度一般会計6月補正予算(2)歳出の事業【教育委員会関係】

11款 教育費 4項 高等学校費

一部(新)・ 高等学校等教育改革促進事業費 42,484千円

国の「高校教育改革に関する基本方針」に沿って、実行計画の策定や、改革を先導する拠点の整備を進めるために必要な体制構築を行う。

【議案（条例その他 その4） 定県第55号議案】

30 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県立高校改革実施計画に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく再編・統合により、県立高等学校3校の新校設置等を行う。（別表第1関係）

新校の名称及び位置	再編・統合の対象校の名称及び位置
神奈川県立横浜旭高等学校 (横浜市旭区下川井町2, 247番地の1)	神奈川県立旭高等学校 (横浜市旭区下川井町2, 247番地の1)
	神奈川県立横浜旭陵高等学校 (横浜市旭区上白根町1, 161番地の7)
神奈川県立戸塚南高等学校 (横浜市戸塚区汲沢町973番地)	神奈川県立永谷高等学校 (横浜市港南区下永谷一丁目28番1号)
	神奈川県立横浜桜陽高等学校 (横浜市戸塚区汲沢町973番地)
神奈川県立藤沢東高等学校 (藤沢市大鋸1, 450番地)	神奈川県立深沢高等学校 (鎌倉市手広六丁目4番1号)
	神奈川県立藤沢清流高等学校 (藤沢市大鋸1, 450番地)

(3) 施行期日

令和8年11月1日。ただし、県立高等学校の項を削る規定は令和9年4月1日。

【議案（条例その他 その4） 定県第58号議案】

31 近代美術館新館（仮称）等の特定事業契約の変更の内容

(1) 変更の理由

神奈川県立近代美術館は、平成23年3月14日付けで県と株式会社モマ神奈川パートナーズとの間で締結した特定事業変更契約に基づき、建物の維持管理及び美術館支援等が行われている。

このたび、近代美術館における美術情報システムの情報セキュリティ対策の強化を図るため、ウェブアプリケーションファイアウォール（WAF）の導入等を行うことに伴い、契約金額を変更する必要が生じたことから、変更契約を締結する。

(2) 変更の内容

ア 項目及び契約金額に加える額

項目	令和8年度	令和9年度	計
ウェブアプリケーションファイアウォール（WAF）の導入、運用	12,925,341円	22,632,324円	35,557,665円
脆弱性診断	9,181,480円	9,181,480円	18,362,960円
計	22,106,821円	31,813,804円	53,920,625円

イ 変更後の契約金額（維持管理及び美術館支援等に関する費用）

年度	支払額
平成15年度	3億2,147万100円
平成16年度	2億7,985万9,650円に改定率を乗じた額
平成17年度から平成22年度まで	前年度の維持管理及び美術館支援に関する費用に改定率を乗じた額
平成23年度	2億7,759万5,676円に平成16年度から平成22年度までの改定率を乗じた額に199万9,430円を加えた額
平成24年度	2億7,759万5,676円に平成16年度から平成23年度までの改定率を乗じた額に119万2,906円を加えた額
平成25年度から平成27年度まで	2億7,759万5,676円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額
平成28年度から	2億3,739万1,176円に平成16年度から前年度までの

令和7年度まで	改定率を乗じた額に16万125円を加えた額
令和8年度	2億3,739万1,176円に平成16年度から令和7年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額に2,210万6,821円を加えた額
令和9年度	2億3,739万1,176円に平成16年度から令和8年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額に3,181万3,804円を加えた額
令和10年度から 令和14年度まで	2億3,739万1,176円に平成16年度から前年度までの改定率を乗じた額に16万125円を加えた額

32 動産の取得の内容

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 通信機器<br>531台                     |
| (2) 契約者名   | NTT東日本株式会社<br>執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子 |
| (3) 契約金額   | 6億5,780万円                        |
| (4) 納入期限   | 令和9年3月31日                        |
| (5) 契約の方法  | 一般競争入札                           |

33 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、相手方の承諾を得ないで、位置特定用識別情報送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為を規制の対象とするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 規制対象行為の追加

(ア) 相手方の承諾なしに、その所持する位置特定用識別情報送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為を規制対象として追加する。

（改正後の第11条第10号関係）

(イ) 相手方の承諾なしに、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付ける等の行為を規制対象として追加する。（改正後の第11条第11号関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第11条第9号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年9月1日

イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。